

政策Ⅰ

人と豊かな環境が共生するまち



施策 1 水俣病問題の解決に向けて

水俣病で苦しむ被害者の早期救済を地域全体で後押しし、このような産業公害が、地球上のどこかで二度と起こることがないように願いながら、本市の再生・振興を推進する。

①水俣病被害者の救済

■目的

水俣病によって苦しんでいる市民（水俣病被害者）の救済を促進し、安心して暮らせる社会づくりを行う。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
水俣病認定患者数（熊本県、鹿児島県合計）	2,269人*	—
水俣病問題対策を不満と思う割合（市民意識調査*）	21.7%	10.0%

■現状と課題

水俣病は公式確認から半世紀以上経過しているが、現在でも多くの市民が水俣病の症状を訴え、救済を求めている。平成21年7月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、救済方針が示されたが、未だ救済の具体的内容等は明らかにされていない。一方で、救済を求める市民は年々高齢化し、救済申請途中で亡くなる者も出てきており、早期救済が必要である。

■対象

水俣病被害者、水俣病被害者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市が国、熊本県、鹿児島県及び近隣の市町と協力して行う。被害者の要望等を国、熊本県に的確に伝え、1日も早い救済が実現するよう働きかける。

■事業の目標設定

目標値を設定することはできないが、参考指標として水俣病認定患者数を記載する。被害者の救済と地域再生の推進により、市民意識調査における「水俣病問題対策を不満」とする市民の割合を減少させ、平成25年度時点の目標値を10.0%と設定する

■主な事業

- ・水俣病被害者の救済に関する国・県、関係機関への働きかけや要望活動

②水俣病犠牲者の慰霊

■目的

水俣病で犠牲になった方々の慰霊を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らしながら、地域の再生を願う。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	約700人	750人
火のまつりへの参加者数	約400人	450人

* このうち、水俣市の認定患者数は963人、生存者数は252人となっている。

* 第5次水俣市総合計画（本計画）を策定するにあたり、市民1,000人を対象に行った意識調査

■現状と課題

「水俣病犠牲者慰霊式」は水俣病の公式確認日である5月1日に、水俣湾埋立地の慰霊碑前で実施され、水俣病患者・遺族をはじめ、環境大臣、県知事、近隣市町の首長、地域住民が、水俣病犠牲者に祈りをささげる。また、9月には、水俣病で犠牲になった生命に対する祈りと地域再生の誓いを炎に託す「火のまつり」を実施している。両事業の実施により、多くの人々が水俣病に対する認識と想いを共有していくことが重要である。

■対象

水俣病被害者、遺族、水俣病被害者団体、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：慰霊式等の実行委員会を組織し、実施内容を決定する。火のまつりについては運営も行う。

事業者：参加と意識の共有

行政：事業費の支出、人的支援

■事業の目標設定

水俣病被害者と遺族の高齢化が急速に進み、会場に出向くことが困難な場合も出てきているが、多くの市民へ参加を呼びかけることで、水俣病犠牲者慰霊式、火のまつりの参加者数の目標値をそれぞれ750人、450人（ともに50人増）と設定する。

■主な事業

- ・水俣病犠牲者慰霊式開催事業
- ・火のまつり開催事業



③水俣湾埋立地の安全対策

■目的

水俣湾埋立地が建設され20年を経過し、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断や地震等による破損の恐れについて、対策を講じていく。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
熊本県による水俣湾の環境調査	年1回	年1回以上

■現状と課題

熊本県は、昭和51年（1976年）から平成2年（1990年）にかけて、総水銀濃度25ppm*以上の汚泥を取り除き水俣湾埋立地を建設した。埋立地の護岸の耐用年数は50年といわれており、事業完了から既に20年が経過している。したがって、今後、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断等についての対策が必要となってくる。

■対象

水俣湾埋立地

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市は県に安全対策を要望し、県は責任をもって安全対策を実施する。

■事業の目標設定

今後も水俣湾周辺の魚介類の水銀調査が年1回以上実施されるよう、県に働きかけていく。その他、平成21年1月に設置された「水俣湾公害防止事業埋立地護岸耐震及び老朽化対策検討委員会」における恒久的な安全対策のとりまとめを求める。

■主な事業

- ・熊本県による水俣湾埋立地の定期点検継続と安全対策の要望



* 100 万分のいくらかであるかという割合を示す単位。ここでは水溶液中の濃度について、1kg=10、1mg =1/100 万 kg から、mg /ℓ = ppm となる。

施策2 環境モデル都市の推進

平成20年7月に国の「環境モデル都市」に選定されたことに伴い、2005年の温室効果ガス排出量を基準として、2020年までに32%、2050年に50%の削減を目指す。そのために、アクションプランを策定し、地球温暖化防止のモデルとなる取組みを推進する。

①ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）の推進

■目的（何のために？）

平成21年11月に宣言された「ゼロ・ウェイスト宣言^{*}」に基づき、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、将来的に焼却ごみと埋立ごみをゼロにすることを旨とする。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
燃やすごみの総量	4,627t	2,776 t (-40%)
燃やすごみの中の資源ごみ混入率	50%	25%
リサイクル率	44.5%	60.0%
マイバッグ持参率	調査実績なし	70%
ゼロ・ウェイスト宣言の達成状況の検証	事業未実施	年2回以上

■現状と課題

本市における燃やすごみの中には、分別すればリサイクル可能となる資源ごみが、半分近く含まれている。今後、さらに分別を徹底するとともに、リデュースやリユースの実践をきっかけに、市民一人ひとりがごみを減らす意識をもつことが重要になる。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：ごみ分別のルールへの順守、マイバッグ持参、マイカップ・マイボトル・マイ箸の利用等の実践

事業者：レジ袋の無料配布をなくす等の取組み

行政：ごみ分別に協力した市民にメリットがあるような施策の構築、市民や事業者の取組みの支援、啓発活動

■事業の目標設定

ごみステーションにおける調査を行い、現在のごみ分別の状況と問題点を把握したうえで、燃やすごみの有料化を含め、燃やすごみと燃やすごみに混入している資源ごみの削減に必要な施策を講じ、燃やすごみの総量の40%削減、資源ごみの混入率の半減を目標とする。

廃食油及び小型家電については、分別・リサイクルの推進を目指すとともに、草木類のリサイクルに関する検討を行うなどし、リサイクル率を60.0%に上昇させる。

また、レジ袋無料配布の廃止・マイバッグ持参運動によりレジ袋の消費削減を進め、マイバッグの持参率については70%を目標値として設定する。

^{*} 焼却ごみや埋立ごみをなくすことを目標に、埋立場を減らしたり、再資源化率を高めたりする等、具体的施策を推進するため、本市は平成21年11月、市としては全国初となる「ゼロ・ウェイスト宣言」を行った。

■主な事業

- ・ごみ分別のさらなる推進
- ・リサイクル推進事業
- ・マイバッグやマイ箸の持参等「マイマイ運動」の啓発
- ・レジ袋の消費削減推進事業



②新エネルギーの導入促進

■目的

太陽光などの新エネルギーの導入を積極的に進めることで、温室効果ガスを大幅に削減し、環境モデル都市の実現を目指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
太陽光発電システム設置補助戸数	未実施	500戸
太陽熱利用システム設置補助戸数	未実施	250戸
市民共同発電所の設置数	未設置	3箇所
公共施設への新規導入によるCO ₂ 削減量	—	35t

■現状と課題

新エネルギーは、設置コストの高さが一般家庭や事業所への設置を妨げる要因となっている。そこで、太陽光発電・太陽熱利用システムを設置する世帯への補助を行うとともに、国・県の太陽光発電設置補助事業に対応した、利用しやすい補助制度の仕組みづくりに取り組む。

自らの住居に新エネルギーの施設を設置することが困難な市民については、低額の出資金でこの事業に関わる共同発電所の設置を検討し、市民の参加意識の高まりを図る。

また、国の補助制度の活用により、公共施設への新エネルギーの積極的導入を推進するとともに、国内クレジット制度*の活用についても研究することとする。

* 大企業の資金・技術により中小企業が排出を削減した場合、当該大企業がその削減量を自らの削減分として自主行動計画等に反映させる仕組み

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置、市民共同発電所への出資

事業者：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置、市民共同発電所への出資、設置

行政：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置補助事業の運営、市民共同発電所の設置・運営、市民への啓発活動・情報提供、公共施設への新エネルギーの導入、国内クレジット制度の活用

■事業の目標設定

太陽光発電・太陽熱利用システム、公共施設への導入については、環境モデル都市行動計画に基づき、毎年、太陽光発電システムを100戸、太陽熱利用システムを50戸に設置することを目指す。公共施設は5箇所、20kwの太陽光発電システムを導入することとし、それによって削減される二酸化炭素の重量（ $20\text{kw} \times 5 \text{箇所} \times 0.35 \text{（係数）} = 35 \text{ t}$ ）を目標値に設定する。

■主な事業

- ・家庭への太陽光発電システムの設置推進
- ・家庭への太陽熱利用システムの設置推進
- ・市民共同発電所の設置推進
- ・公共施設への新エネルギーシステムの導入推進



③地域全体丸ごとISOの推進

■目的

省エネ・省資源、リサイクルを実践して温室効果ガスの排出削減に努め、環境に配慮したライフスタイルを日常化することで、環境モデル都市の実現を目指す。そのために、市全体で環境ISO*に基づく取組みを推進する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
家庭版ISOの取組世帯数	未把握	3500世帯
ISO14001取得事業所数	13事業所	14事業所
学校版環境ISOの普及率	100%	100% (内容の充実)
公共施設における二酸化炭素排出量	6,241 t	5,867 t (-6%)

* 本市における環境ISOは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・見直し）による環境管理システムを活用し、環境に配慮した事業活動や教育活動を行ったり、日常生活を送ったりする者を市が独自に認定する。

■現状と課題

大量生産・大量消費社会に依存したライフスタイルを見つめ直すために、本市では多様な環境ISOを実施しているが、作業が煩雑で一般家庭や小規模事業所等への普及が進んでいない。今後、円卓会議等で、市民の生の声を拾い上げ、仕組みの見直しや普及方法について検討する必要がある。

■対象

市民（ごみ減量女性連絡会議、地域婦人会連絡協議会、青年会議所等の関係団体から各家庭へ展開）、事業者（ISO14001認証未取得の事業所、水俣版ISO未実施の幼稚園・保育園、旅館・ホテル）、市役所

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：家庭版ISOの取組みへの参加、家庭間での情報・ノウハウの共有、水俣市（行政事務）環境ISOの市民監査

事業者：ISO14001の認証取得、円卓会議への参加、事業所間での情報提供

行政：水俣市（行政事務）環境ISOの実践、水俣版ISOの推進、円卓会議の運営等

■事業の目標設定

第2次環境基本計画・環境モデル都市行動計画（いずれも平成20年度に策定）を参考に、家庭・事業所・学校におけるISOの取組み、公共施設についてはISOの実施効果として、二酸化炭素排出量の削減目標値を設定した。

■主な事業

- ・家庭版ISO推進事業
- ・事業所へのISO14001普及事業
- ・学校版環境ISO推進事業
- ・公共施設における二酸化炭素の排出量削減事業



学校版ISO（校内分別コーナー）

④市民協働による環境モデル都市づくりの推進

■目的

地球温暖化を防止するために、環境にやさしい暮らしを考え、市民協働による環境モデル都市づくりを推進する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
環境モデル都市円卓会議の開催	未実施	定期的開催(2箇月に1回)
市民講座の実施	未実施	定期的開催(1箇月に1回)
環境リーダーの登録者数	0人(未実施)	60人

■現状と課題

本市は平成20年、国によって、低炭素社会づくりをリードする「環境モデル都市」に選定された。環境モデル都市を実現するには、市民、事業所、行政が協働して地球温暖化問題に取り組んでいく必要がある。

そこで、平成21年5月、環境モデル都市行動計画に基づき5つのテーマを設定し、環境モデル都市円卓会議(以下、円卓会議)が設立された。立場を越えて市民、事業所、行政が話し合い、役割を分担し、協働で具体的取組みを推進していくこととする。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体(市民と行政の役割分担)

市民：市民講座、円卓会議等への参加、環境にやさしい暮らしの実践

事業者：市民講座、円卓会議等への参加、環境にやさしい事業活動

行政：円卓会議の運営、市民講座の実施

■事業の目標設定

環境モデル都市の実現に向け、円卓会議、市民講座を定期的で開催することとし、それぞれ2箇月に1回、1箇月に1回の開催を目標とする。また、環境にやさしい暮らしを実践する市民を「環境リーダー」と位置づけ、平成25年度までに60人の登録を目指す。

■主な事業

- ・環境モデル都市円卓会議の実施
- ・環境市民講座の実施
- ・環境リーダー養成事業



施策3 海・山・川の保全と水巡りのいいまちづくり

本市は、海も山も川もある自然豊かな地域で、ここに住む者は豊かな自然の賜物である水俣川の水を命の糧として飲み、生活に用いてきた。水俣の恵まれた自然環境を守るため、河川や海岸の清掃活動、水源かん養の向上に関する取組みを進め、これまで先祖が守り育ててきた水俣の豊かな水を後世に残し、引き継いでいく。

①自然環境の保全

■目的

市民の主体的な環境保全活動によって、水俣の海・山・川などの自然環境を守っていく。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
環境月間清掃活動拠点数	72箇所	80箇所
海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数・参加者数	11箇所・934人	13箇所・1,000人
海と川の水質検査実施回数	年6回	年6回以上

■現状と課題

ごみの不法投棄については、それを禁じる看板設置による啓発活動にも関わらず、湯の児海岸道路や山間部の道路沿いに数多く見られる。現在、「環境月間清掃活動」と「海と川のクリーンアップ作戦」を実施し、毎年多くの市民が参加しているが、今後さらに活動の広がりを促進する。

また、産業廃棄物処分場の建設阻止運動においてクマタカの生態調査が大きな役割を果たしたが、この経験を今後の環境保全策に活用できないか検討する必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：環境月間清掃活動（6月）及び「海と川のクリーンアップ作戦」への参加

行政：ごみの不法投棄の監視及び啓発、「海と川のクリーンアップ作戦」の実施、クマタカ等の猛禽類等生態調査の活用

■事業の目標設定

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」については、新たな実施場所、実施時期等を含め、市民が参加しやすい方策を検討することとし、実施箇所・参加者数の増加を目指す。

海と川の水質検査については、年6回以上の実施を目標とする。

■主な事業

- ・環境月間における清掃活動の推進
- ・海と川のクリーンアップ作戦の展開
- ・海と川の水質検査の実施



②水源のかん養機能の向上と住民の連携・協力

■目的

健全な水循環機能を維持・増進するために、水俣川上流域と下流域が連携し、水源かん養機能*の向上を図ることで、清浄な飲料水を安心して飲用できるようにするとともに、水質監視の強化により、将来にわたり、安全でおいしい水の供給に努める。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
水源かん養対策行動数	実績なし	1
愛林館における植林面積	21ha	間伐を進めながら増加

■現状と課題

将来的に清浄・豊富で安全な水が供給されるために、水源地の水質保全を図るとともに、毎年水質検査計画を見直し、水質監視を強化することが求められる。また、簡易水道等を含め地震や異常渇水等の災害に備える観点からも、水源かん養機能を向上させる必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：水俣川上流地域の住民とその他の地域の住民が共通認識をもち、協力して実施する。

行政：水質監視の実施

■事業の目標設定

水資源の有限性を認識し、水源かん養機能の保全や節水の大切さを訴えながら、水源かん養を図る何らかの対策を講じる。また、愛林館における水源部の間伐・植林活動を推進する（数値は第2次水俣市環境基本計画による）。

■主な事業

- ・水源かん養機能の向上推進事業



寒川水源

* 森林の土壌が雨水を貯えて河川に流れ込む水の量を安定させ、洪水や渇水になるのを防ぎ、また、その過程で水質を浄化する働き

③安定給水の確保

■目的

本市の上水道は、昭和12年（1937年）の給水開始以来、常に清浄・豊富で安全な水を安く供給することを使命とし、市民の暮らしに必要な生活用水等の安定供給に努めてきた。これまで、5期にわたる給水区域の拡張と水源の整備を実施し、現在の計画給水人口は35,000人、1日最大給水量は21,000tとされ、十分な量を安定供給している。今後も、施設の老朽化に対応しながら、安定給水を確保する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
主要な配水管の耐震化率	4.8%	10.0%
有収率*	86.4%	88.0%

■現状と課題

多くの施設が耐用年数を経過することとなり、今後は耐震や事故等、危機管理対策に配慮し、将来を見すえた施設の必要性・妥当性を勘案しながら、施設の整備と更新を実施していく必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政（市水道局）：老朽施設・管路の更新と耐震化、情報通信機器の整備、災害対策の強化

■事業の目標設定

耐震や事故等に対する危機管理対策につながることから、老朽管を耐震工法で更新することにより、耐震化率を現状値の約2倍の10.0%に上げ、これにより漏水防止も図られるため有収率の上昇にも期待がもてる。

■主な事業

- ・水道施設の維持・更新事業



上水道第3水源地

* 年間総配水量に対し収入となった水量の割合のことで、年間総有収水量÷年間総配水量×100 で表される。

④水俣市簡易水道事業等統合計画の推進

■目的

経営、またはその水質において問題を有する簡易水道事業等について、市上水道事業への経営移管、施設の改良を行い、安全な水道水の供給を目指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
簡易水道事業等の統合による給水	なし	一部給水開始
上水道普及率	85.1%	88.0%

■現状と課題

本市の水道事業は、公営上水道：1、公営簡易水道事業：1、組合営簡易水道事業：7があり、この他に民営専用水道：1、民営簡易水道：60施設が市東部の中山間地域を中心に点在している。組合営で経営されている簡易水道事業等は、水源を小さな湧水や伏流水に求めていることが多いため、天候の影響を受けやすく水質が不安定となる場合がある。また、公営で認可を受けているにも関わらず、組合営で経営を行っている事業も存在する。これらの理由により、近年いくつかの組合から、公営による経営に移管する要望が出てきていることもあり、早急な経営移管と施設改良が課題となっている。

■対象

市内に存在する68の組合営の簡易水道事業等のうち、渡野簡易水道、深川簡易水道、釣橋簡易水道、鶴簡易水道、有木・田頭簡易水道、中鶴飲料水供給施設、下向飲料水供給施設、松山飲料水供給施設、今俵飲料水供給施設、ひご山飲料水供給施設、市渡瀬8組飲料水供給施設の11事業

■実施主体

行政（市及び市水道局）：各簡易水道施設等の資産調査、県への認可申請、施設改良工事を行う。

■事業の目標設定

平成22年度に各簡易水道施設等の資産調査を実施し、平成23年度に県に対して水道事業変更の認可申請を行う。認可を受けた後、平成24年度から施設改良工事を行い、平成25年度に一部地区における給水開始を目指す。

■主な事業

- ・簡易水道統合事業

⑤下水道の整備と合併処理浄化槽設置の促進

■目的

公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上及び居住環境の改善を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
下水道(汚水)普及率	50.2%	51.5%
汚水処理人口普及率	59.1%	62.8%
下水道接続率	79.4%	86.3%

■現状と課題

汚水分の下水道管路については、現在、認可区域の約90%の整備がなされている。今後も整備完了に向けて事業を推進していくとともに、水質保全と公衆衛生向上の観点から下水道への接続と合併処理浄化槽の設置を促進する必要がある。また、終末処理場等の施設の老朽化に伴う更新工事が必要とされる。

■対象

市民、下水道施設

■実施主体(市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体を含む): 下水道への接続、合併処理浄化槽の設置

行政: 下水道汚水管敷設工事の推進、下水道接続・合併処理浄化槽設置の促進、下水道施設の更新工事の施工

■事業の目標設定

下水道普及率(下水道整備区域内人口の市内人口に占める比率)については、汚水管敷設工事の推進にあたり、整備予定区域のほぼ全域を整備した場合に予想される数値を目標値として設定した。汚水処理施設の普及促進については、汚水処理人口普及率(下水道整備区域内人口と合併処理浄化槽接続人口の合計の市内人口に占める比率)と下水道接続率の上昇を目標とする。

■主な事業

- ・下水道への接続推進
- ・下水道設備維持・保全事業
- ・合併処理浄化槽の設置推進



施策4 花と緑のある元気なむら・まちづくり

住民協働で、四季折々の花が咲き、緑豊かな、人々に潤いと安らぎを与える良好な生活環境を築いていくとともに、地域の風土や気候などを活かし、そこで生活する人が元気で安心して暮らしていけるむら・まちづくりを進めていく。

①花と緑のまちづくり

■目的

良好な生活環境の形成とヒートアイランド現象の緩和を目指し、花と緑のまちづくりを推進していく。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
「住民のできる公園管理」委託箇所数	7箇所	8箇所以上
都市再生整備計画による公園の整備箇所数	—	5箇所
コスモス祭り来園者数	2,800人	3,000人

■現状と課題

湯の児海岸の桜並木は植樹から40年以上が経過し、樹勢の衰えやイエシロアリによる被害が深刻であり、再生活動が必要である。また、地域全体を花と緑のまちにしていくには、各地域や家庭、関係団体による自発的な植樹活動等が重要となるので、それらの活動を支援する必要がある。

■対象

市民、自治会、関係団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：公園の維持管理のボランティア活動（アドプト制度*）、桜守会・中尾山コスモス会等を中心とする植樹、管理活動等、花いっぱい運動への参加

行政：桜並木の再生、公園の整備・管理、市民活動の支援

■事業の目標設定

自治会等が中心になって行う「住民のできる公園管理」の定着を図り、委託箇所数の増加を目指すとともに、「水俣市都市再生整備計画」（計画期間：平成22年度～26年度）に基づき、平成25年度までの公園整備箇所数を5箇所と設定する。

また、中尾山コスモス園整備の成果をイベント開催に結びつけ、来園者数の目標値を200人増の3,000人に設定する。

■主な事業

- ・桜並木再生事業
- ・花いっぱい運動
- ・桜守会、中尾山コスモス会等市民活動の支援
- ・都市再生整備計画推進事業



* 行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと